

三鷹市自治基本条例の理念に基づく取り組み事例

市政運営・参加と協働の実践

三鷹市自治基本条例の施行以来、市民のみなさんに市政に参画していただくためのしくみづくりが一層進み、三鷹らしい協働のまちづくりがさまざまな場で実践されてきました。

ここでは、同条例の理念に基づき実践されている協働の主な取り組みを紹介します。

市民会議などの公開と無作為抽出方式による公募委員候補者の募集

自治基本条例に基づき、市民会議、審議会等の会議の公開に関する条例を制定し、会議公開の制度化を図りました。また、市民のみなさんの多様な意見を市政に反映させるため、平成22年度から市民会議などの公募委員を無作為抽出方式で募集しています。

地域のつながりによる支え合いの推進「地域ケアネットワーク推進事業」

7つのコミュニティ住区を基盤に、「地域ケアネットワーク」の推進に取り組んでいます。各ケアネットワークでは、地域ごとの特性にあわせた活動を行い、居場所づくり(サロン)や地域向け講座、多世代交流事業など、地域でのつながりや支え合いの輪を広げています。



市民討議会「みたかまちづくりディスカッション」の開催

多くの市民のみなさんの意見を市政に生かすため、18歳以上の方を対象に無作為抽出で参加を呼び掛け、承諾いただいた方々によるグループ討議を実践しています。



市内7つの住民協議会との協働

7つのコミュニティ住区ごとに組織した市民団体である住民協議会が、自ら管理運営を行うコミュニティ・センターを拠点にコミュニティの醸成、市民活動、市民参加を推進し、市民自治の地域づくりをめざすコミュニティ行政を進めています。各住民協議会は、市と協働でさまざまな取り組みを展開しています。



民学産公の協働を進める「パートナーシップ協定」の締結

「防災」や「見守り」など、さまざまな分野において事業者・団体などと「パートナーシップ協定」を締結し、協働による市民サービスの向上を推進しています。



「コミュニティ・スクール」を基盤とした小・中一貫教育の推進

保護者や地域住民が学校運営に参加する「コミュニティ・スクール」を基盤に、複数の小・中学校が一つの学園として切れ目のない教育を実践する小・中一貫教育を推進しています。円滑な学校運営や教育内容の質の向上、地域の声を反映させた特色ある学園づくりを進めています。

条例制定までの経過や取り組み、条例の全文及び逐条解説、関連規程等は、本リーフレットと同時に発行している「三鷹市自治基本条例ガイドブック」でご紹介しています。詳しくは三鷹市のホームページをご覧ください。

三鷹市のホームページ：<http://www.city.mitaka.tokyo.jp/>

平成29年1月
三鷹市 企画部企画経営課
〒181-8555 東京都三鷹市野崎1-1-1
TEL 0422-45-1151 内線2150
FAX 0422-48-1419
E-mail : kikaku@city.mitaka.tokyo.jp

三鷹市自治基本条例

更なる参加と協働をめざして



※このリーフレットは、市民のみなさんに自治基本条例をより身近に親しんでもらえるよう、条例のポイントをまとめたものです。

Q1 「自治基本条例」ってなに？

三鷹市自治基本条例は、平成18年4月1日に施行した三鷹市の最高規範です。前文を含め、全7章、38条で構成しており、条例制定の趣旨や目的、市民・市議会・執行機関の役割や責務、市政運営や市民参加の理念やしきみなどを明確に定め、協働のまちづくりを一層推進することとしています。

Q2 「自治基本条例」を作ったのはなぜ？

平成12年の地方分権改革により、国と地方は平等・対等な関係となりました。これに伴い、市町村などの地方自治体は、自らの判断と責任により自立した地方政府としての役割と責務が増大しました。こうした背景を踏まえ、自治の原理や基本原則を明確にし、市民自治による協働のまちづくりを一層推進しようと、この条例を制定しました。

Q3 「自治基本条例」ができて、変わったところはどこ？

自治基本条例の施行以来、さまざまな分野で参加と協働の取り組みが広がっています。例えば、地域の人たち同士による助け合いのしくみである「地域ケアネットワーク」の組織づくりや、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の推進、18歳以上の市民の中から無作為で選ばれ、参加を承諾した方が将来のまちづくりについてグループ討議を行う「まちづくりディスカッション」など、この条例の理念や手法にそって進めてきました。詳しくは、裏面をご覧ください。

三鷹市自治基本条例の構成

前 文

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

第1章

総則：第1条～第3条

条例の目的が地方自治の本旨の実現にあることや、他の条例等の制定・解釈・運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならないことなどを定めています。

第2章

市民及び市民自治：第4条～第6条

自由で自立した活動を営み主体的にまちづくりを行う権利、市政に参加する権利、納税の義務などといった市民の権利・責務等や、地域社会を構成する一員としての事業者等の権利・責務等を定めています。

なお、市民とは、条例第2条において市内に住所を有する人のほかに、市内で活動する人を明示しており、三鷹市自治基本条例の特徴の一つになっています。

第3章

市議会：第7条～第8条

開かれた議会運営に努めること、権能を最大限に発揮して活動すること、立法活動、調査活動等を積極的に行うことなどを定めています。

第4章

執行機関：第9条～第11条

市長は、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならないことや、市の各々の執行機関が連携・協力し、一体として行政機能を発揮しなければならないことなどを定めています。

第5章

市政運営：第12条～第28条

議会の議決を経た基本構想の策定と基本構想実現のための基本計画の策定、積極的な情報公開、適正な個人情報保護、パブリックコメントの制度化、総合オンブズマンの設置、積極的な法務行政の推進、市民満足度の向上と成果重視の観点を踏まえた自治体経営、行政評価の実施、総合的かつ機動的な危機管理の体制の強化など、参加と協働を基本とした三鷹市政を運営していくための基本的事項を定めています。

第6章

参加及び協働：第29条～第35条

計画等の策定過程における市民の多様な参加の保障、市民、学識者等の意見を市政に反映させるための市民会議等の設置と運営、市民の自発的な自治活動やコミュニティ活動の推進、多様な主体の連携協力による協働のまちづくりの推進、地域と連携協力した学校づくり、住民発議による住民投票の実施など、市民参加に関する基本的事項を定めており、さまざまな分野での参加の機会を保障しています。

第7章

政府間関係：第36条～第38条

国・東京都等との適切な政府間関係を確立し自治基盤を強化すること、他の自治体等との連携による効率的・効果的な市政運営を行うこと、海外の自治体等との連携及び国際交流の推進などを定めています。

参加と協働によるまちづくりのしくみ

